

承諾事項書

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、一般廃棄物としての使用済み小型充電式電池の回収・再資源化を促進する一般社団法人JBRC(以下、「JBRC」という。)の活動趣旨に賛同し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法という。)に基づく一般廃棄物広域認定(平成30年第4号)の排出者として登録するにあたり、以下の内容を確認・承諾し、本書、「排出者登録申請書」及び「排出場所リスト」のJBRCへの提出をもって、JBRC一般廃棄物広域認定の排出者(以下、「排出者」という。)として登録することに同意します。

1. 処理の委託: 排出者は、2項に定める回収対象電池の運搬及び処分について、JBRCが3項および4項に記載した運搬会社および再資源化処理会社に再委託することを承諾する。なお、JBRCは委託を受けた回収対象電池を、収集運搬中に、他の排出者からの委託品と混合することはしない。
2. 回収対象電池: JBRC会員が国内で販売し、一般廃棄物となった下記の電池。
 ● ニカド電池 ● ニッケル水素電池 ● リチウムイオン電池 ● モバイルバッテリー(機器本体)
3. 運搬会社
 佐川急便株式会社(本社: 京都府京都市南区上烏羽角田町68番地) 日本通運株式会社(本社: 東京都港区東新橋一丁目9番3号)
 日本貨物鉄道株式会社(本社: 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号) 西濃運輸株式会社(本社: 岐阜県大垣市田口町1番地)
4. 再資源化処理会社
 日本磁力選鉱株式会社(本社: 福岡県北九州市小倉北区馬借三丁目6番42号)
 [搬入・処理] ひびき工場(福岡県北九州市若松区響町一丁目79番4, 5, 6, 7, 8, 9)
 共英製鋼株式会社(本社: 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号)
 [搬入・処理] 山口事業所(山口県山陽小野田市大字小野田6289番18)
5. 回収単位: JBRCが支給したペール缶(10kg~20kg)単位、又は、JBRCが送付したリサイクルBOX缶(満杯)単位とする。なお、リサイクルBOX缶は設置用とし回収はペール缶で実施する。ペール缶、リサイクルBOX缶はJBRCにWebまたは電話で依頼を行う。
6. 費用負担: 本承諾事項書に従った回収対象電池の回収費用及び再資源化処理費用及び回収に使用するペール缶・リサイクルBOX缶費用及び運送費用は、原則としてJBRCが負担する。
7. 管理責任
 (1) JBRCは電池の保管・回収に使用するペール缶、又は、リサイクルBOX缶を、排出者に支給する。支給された缶の所有権は排出者に移転する。
 (2) 排出者は、自己の責任・管理において回収対象電池を収集、保管する。
8. 回収手順
 (1) 排出者は、回収対象電池が10kg以上貯まった場合、又はリサイクルBOX缶が満杯になった場合、次の各事項を遵守して、梱包を行う。
 ①回収依頼する電池が回収対象電池のみであることを確認する。
 ②発熱・発火の恐れがあるので、次の安全措置を遵守したうえで回収対象電池を梱包する。
 ・プラスチックケースやプラスチックチューブ等で被覆されている電池パックは解体しない。
 ・解体された電池パック、破損した電池パック、解体により取出された電池及びその部品は、回収できないので、絶対に入れない。
 ・リード線や金属端子は、絶縁用ビニルテープ等で必ず絶縁する。なお、リード線は1本ずつ絶縁する。
 ・雨水にさらされたり、水で濡れている電池パックは回収できないので、絶対に入れない。
 ③回収対象電池をJBRCが供給したペール缶(10kg~20kg)に梱包する。リサイクルBOX缶が満杯になれば電池をペール缶に移して梱包する。いずれの場合も種類分けは不要とする。なお、ペール缶、での梱包は樹脂容器をペール缶に入れ、その中に電池を入れて梱包する。
 (2) 排出者は、上記(1)の措置を適切に実施したことを確認後、JBRCのWebサイトもしくは電話により、回収対象電池の種類、荷姿、梱包数を特定して、JBRCに回収依頼を行う。なお、万一回収依頼内容の変更が生じたときは、速やかにJBRCに届け出る。
 (3) JBRCは、回収依頼を受付けた梱包荷物について、上記(1)が遵守されていない状況が確認された場合は、排出者登録を一時停止、または排出者登録の取消を行う場合がある。
 (4) JBRCは、回収依頼受付後、運搬会社に依頼し、回収依頼荷物を引取り、再資源化処理会社に搬入し再資源化処理を実施する。
 (5) 小型充電式電池の処理情報はJBRCの電子システムを通じて排出者に伝達される。
9. 排出者が再資源化処理会社に回収対象電池その他の荷物を直接送付した場合は、JBRCの取扱いにはならない。この場合、すべての費用及び管理等の責任は排出者が負担する。
10. 排出者が小型充電式電池でないものを大量に含む梱包荷物の回収依頼を行った場合、JBRCは、小型充電式電池でないものを運賃は排出者負担で、排出者に返送することができる。
11. 回収対象電池および梱包容器(缶を含む)の所有権は、運搬会社に引渡した時点で排出者からJBRCに移転するものとする。
12. 排出者が登録を取消したい場合は、JBRCに「排出者登録取消届」を提出する。JBRCによる取消届受付をもって登録の有効期間が終了する。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
13. JBRCは、排出者に反社会的勢力との関与又は回収対象電池の処理委託に関してJBRCが不適切と判断する事案が認められた場合、排出者の登録取消を行うことができる。なお、登録の取消前に回収依頼受付した回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
14. JBRCは、本承諾事項書に記載された事項について、合理的な裁量により、予告なく変更を行うことがある。変更があった場合は、JBRCは、速やかにその旨をJBRCのWebサイトに掲載して公告、又は電子メール等で排出者に通知する。
15. 排出者は、自治体名称、代表者氏名、所在地及び「排出者登録申請書」及び「排出場所リスト」の登録内容に変更があった場合は、直ちにJBRCに連絡するものとする。

「承諾事項書」の内容を確認し同意しました。

20 年 月 日

自治体名称 : _____
 (*1:共同組合等の場合は事業体名。*2:部門・部署名がある場合は合わせて記入)

代表者氏名 : _____ 印

所在地 : _____

*所在地の住所につきましては登記簿通りの表記でご記入願います。

*ご記入・捺印後、お手数ですが、「排出者登録申請書」及び「排出場所リスト」とあわせて、FAXにて送付願います。

FAX 番号:03-5777-9781


F A X : 03 - 5777 - 9781

- ・ご記入に際しては、文字の読み取りやすい黒色ボールペンでご記入ください。
- ・用紙に必要事項を記入いただきましたら、
お手数ですが、必ずご捺印の上、承諾事項書とあわせてF A Xにてお送りください。

20190201版

小型充電式電池 一般廃棄物広域認定「排出者」登録申請書

※未記入事項がある場合は登録事項作業に支障が出ますので、必ず全ての項目にご記入ください。

記入日	(西暦) 年 月 日				
登録申請者 ゴム印などでの一括記入は不可	自治体名 (共同組合等の場合は事業体名)	略さず正式名を記入ください			
	部門・部署名 (ある場合)				
	住所	〒	—	市	区
		都道		市	
		府県		郡	町村
	丁目 番地				
	ビル名 階など				
電話番号	()-()-()	FAX	()-()-()		
Eメール		@			
連絡ご担当者			承諾事項書ご確認の上、ご捺印ください		
排出場所登録	「登録申請者」の住所をJBRCの排出場所として、 <input type="checkbox"/> 登録する (別紙の「排出場所リスト」にも合わせて記載してください) <input type="checkbox"/> 登録しない (管理場所としての位置づけ)				
	排出場所の追加 <input type="checkbox"/> あり (上記以外の排出場所がある場合、別紙の「排出場所リスト」に全て記載してください) <input type="checkbox"/> なし				

控えは必ず保管してください

◇排出場所リスト

自治体名称： _____ (共同組合等の場合は事業体名)

- ・登録申請書にご記入いただいた場所が、JBRCが回収する場所「排出場所」である場合は、本リストにもご記入ください。
- ・排出場所ごとに、JBRCのホームページで名称・住所・電話番号の公開が可の場合は○、不可の場合は×を記入ください。

※ 施設区分番号：□99 自治体施設（役所、清掃局、清掃センター、リサイクルセンターなど）、□88 公共施設（公民館、図書館、美術館など）、□77教育機関（小・中・大・専門など）、□55店舗（ショッピングセンターなど）、□44その他

※ 排出場所は、自治体が責任者として回収BOXを設置する場所に限りません。

No.	名称	施設区分 番号※	住所	電話番号	担当者	ホームペ-ジ 公開○×
1			〒			
2			〒			
3			〒			
4			〒			
5			〒			
6			〒			
7			〒			
8			〒			
9			〒			
10			〒			
11			〒			
12			〒			
13			〒			
14			〒			
15			〒			
16			〒			
17			〒			
18			〒			
19			〒			
20			〒			